

鳥取県告示第 326 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
循環器科	心臓機能障害	森谷 尚人	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
整形外科	肢体不自由	小畑 哲哉	東伯郡三朝町山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
内科	じん臓機能障害	山本 了	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	橋本 達宏	〃
〃	〃	榎田 誠	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
内科	じん臓機能障害	佐藤 暢	米子市旗ヶ崎七丁目17-8 医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯 サテライト
外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	大井 健太郎	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	森實 修一	〃